

## 『窓装飾プランナーBOOK』改訂2版 改訂内容一覧

章	頁	項目	内容	改訂後	改訂前
1章	10	3 窓装飾ビジネスの現在 第1・2段落	変更	近年のウィンドートリートメントの市場規模(卸売りベース)は下表の通りであり、ほぼ横ばいに推移しています。 →「図表1-5 ウィンドートリートメントの市場規模」(本PDFファイル 6ページ①)参照	2012(平成24)年度の窓装飾市場は、前年度から2.2%増加して1966.1億円(卸売りベース)となり、前年度に引き続きプラス成長となりました。 内訳は、カーテンが1108億円(前年度比1.3%増)、ブラインド類が278.6億円(増減なし)、スクリーン類が340.6億円(同7.8%増)、カーテンレール類が238.9億円(同1.9%増)となり、特にスクリーン類の増加が目立つ結果となりました。家庭用電動スクリーンの普及や、遮熱生地への拡充による単価アップが寄与したと考えられています。
	22	図表2-5 湾曲的な言葉使いの例 4行目	変更	誠に申し訳ありませんが、値引きはご容赦いただけませんか。	誠に申し訳ありませんが、値引きはお許しいただけませんか。
	33	[施工現場への持参品例] 5行目	追加	・メジャー、三角スケール、 <b>下地探し、方位磁石(コンパス)</b> などの道具(P68、69参照)	・メジャー、三角スケールなど採寸の道具(P68参照)
2章	84	3   クリーニング 4～6行目	削除	右記ウォッシュャブルマークが付いている商品は家庭での水洗いが可能です。	右記ウォッシュャブルマークや <b>はっ水マーク</b> が付いている商品は家庭での水洗いが可能です。
	90	[Case Study]オプションの 選択や役割の説明不足 4～7行目	変更	また、バーチカルブラインドのルーバー同士をつなぐ <b>ボトムコード(スパーサーコード)</b> の役割(風揺れや操作時のばたつきを防ぐ)をきちんと説明しなかったために、お客さまが見た目重視でコードなしを選び、後になって <b>変更すると、コードとルーバーの交換が必要になる例もあります</b> 。	また、バーチカルブラインドのルーバー同士をつなぐスパーサーコードの役割(風揺れや操作時のばたつきを防ぐ)をきちんと説明しなかったために、お客さまが見た目重視でコードなしを選び、後になってコードを購入しなければならない例もあります。
4章	129	1   カーテンの構成要素 2～3行目	削除	カーテンは次ページの図表4-3のように多くの要素で構成されています。	カーテンは次ページの図表4-3のように多くの要素で構成されています。 <b>カーテン上部のことをカーテントップ、側部をカーテンサイド、裾部分をカーテンボトムと呼びます。</b>
	131	図表4-4 カーテンの構成要素	変更	上部	カーテントップ
	131	図表4-4 カーテンの構成要素	変更	側部	カーテンサイド
	131	図表4-4 カーテンの構成要素	変更	裾部分	カーテンボトム
	134	・ゴブレットブリーツ 1～3行目	変更・ 削除	<b>ブリーツの上部に綿などを詰めて膨らみを持たせたスタイル。ゴブレットは大ぶりの脚付きガラスのことで、形が似ていることから名付けられた。</b>	ギャザーブリーツの一種で、ブリーツの上部に綿などを詰めて膨らみを持たせたスタイル。ゴブレットは大ぶりの脚付きガラスのことで、形が似ていることから名付けられた。
	135	・ロッドポケット 1～2行目	変更	カーテン上部を <b>筒状に縫い</b> 、装飾性カーテンレールのポールやロッドに通して吊り下げる。	カーテン上部を袋縫いにして、装飾性カーテンレールのポールやロッドに通して吊り下げる。
	143	図表4-54 シアーカーテンの特徴による分類 パターン(柄)に特徴があるもの ラッセルレース 項目&3行目	変更	<b>ラッセルレース</b>	ラッセルレース

章	頁	項目	内容	改訂後	改訂前
4 章	143	図表 4-54 シアーカーテンの特徴による分類 パターン(柄)に特徴があるもの ラッセルレース 1 行目	変更	ラッセル機	ラッセル機
	144	図表 4-55 機能性カーテンの種類 はっ水カーテン 1 行目	変更	はっ水剤を付着させた、水をはじくカーテン。	はっ水剤を付着させた、水を通しにくいカーテン。
	144	図表 4-55 機能性カーテンの種類 消臭カーテン 1 行目	追加・削除	においのもとを化学的に吸着、または吸着・分解してにおいを取り除くカーテン。	化学的に吸着、分解してにおいを取り除くカーテン。
	144	図表 4-55 機能性カーテンの種類 光触媒加工カーテン 1～3 行目	変更	紫外線のエネルギーを使って化学反応を起こす光触媒作用により、汚れや悪臭などの原因となる有機物を酸化分解するカーテン。	光触媒とは、化学反応によって生活環境の中の低濃度の有害物質や有害な微生物の除去に有効な物質。この光触媒の技術を応用して、有害物質の低減や抗菌、消臭といった機能を持たせたカーテン。
	147	2   洗濯の仕方	変更	画像「P147」参照 (本 PDF ファイル 6 ページ②) 参照	
	149	図表 4-65 カーテンレールの構成要素 ②キャップ(フィニアル) 2～4 行目	変更	ポールと同じ素材のほか、オニキス、クリスタル、合成樹脂などの素材がある。	ポールと同じ素材のほか、オニキス、ガラス、合成樹脂などの素材がある。
	150	2   機能性カーテンレール 3～6 行目	削除	素材は、ステンレス、スチール、アルミ、樹脂などがあり、色はシルバー、アンバー(琥珀色)のほか、ホワイトに塗装したものや、木目調のシートを貼ったものもあります。	素材は、ステンレス、スチール、アルミ、樹脂などがあり、色はシルバー、アンバー(琥珀色)のほか、ホワイトに塗装したものや、転写プリントを用いて木目調のシートを張ったものもあります。
	151	図表 4-71 機能性カーテンレールの分類 非住宅向け機能性カーテンレール 大型レールの解説	追加	舞台幕や、工場などで使われるビニールカーテンなどの重量物を吊すためのレール。	舞台幕などの重量物を吊すためのレール。
	156	図表 4-81 ローマンシェードの操作方法 ドラム式ツインタイプの呼称	変更	ドラム式ダブルタイプ (ツインタイプ)	ドラム式ツインタイプ (ワンチェーンタイプ)
	158	[5] ローマンシェードの素材 1～4 行目	削除	ローマンシェードに使用される素材は、カーテンと同様にファブリックスが中心です。材質は、ポリエステル、アクリルなどの化学繊維が多く、中にはすだれタイプや経木を使ったものもあります。	ローマンシェードに使用される素材は、カーテンと同様にファブリックスが中心です。材質は、ポリエステル、アクリル、レーヨンなどの化学繊維が多く、中にはすだれタイプや経木を使ったものもあります。
	159	ページ最上段の箇条書き部分	変更	<b>注意</b> ・チェックヤストライプなど直線的な柄の生地 (柄曲がりが目立つため) ・シアーなど透過性の高い生地 (裏に縫い付けたテープが目立つため) <b>不向き</b> ・ベルベット、風通などの厚手の生地 (縫製が困難、美しくたたみ上がらないため) ・クラッシュ(シワ)加工された生地 (ウエイトでシワが伸び寸法が安定しないため)	・チェックヤストライプなど直線的な柄の生地 (柄曲がりが目立つため) ・ベルベット、風通などの生地 (ループ付きテープを縫い付けるため) ・クラッシュ(シワ)加工された生地 (ウエイトでシワが伸び寸法が安定しないため) ・シアーなど透過性の高い生地 (裏に縫い付けたテープが目立つため)

章	頁	項目	内容	改訂後	改訂前
4 章	160	[8] ローマンシェードのメンテナンス [シェードの取り付け方] 2 行目	追加	・シェードが水平であることを確認します。 <b>斜めになっている場合は、昇降コードをコードアジャスタに巻きつける量を調整して水平にします。</b>	・シェードが水平であることを確認します
	164	図表 4-94 スクリーンに付加する主な機能	項目追加	<b>消臭   悪臭の原因となる成分を吸着・分解し、消臭する機能</b>	
	168	7   調光式ロールスクリーンのメンテナンスの後	項目追加	<b>8   その他の調光式ロールスクリーン生地のリネアが箱状になっているタイプの調光式ロールスクリーンもあります。</b>	
	170	3   ブリーツスクリーンの操作方法 1~5 行目	追加	シングルタイプの操作方法には、コード式、チェーン式、 <b>コードレス式</b> 、電動式があります。窓の大きさや使用場所に応じて最適なものを選びます。ツインタイプの操作方法には、2 本のコードで操作するコード式、コードとチェーンで操作するチェーン式、1 本のチェーンで操作するワンチェーン式、 <b>コードレス式</b> があります。	シングルタイプの操作方法には、コード式、チェーン式、電動式があります。窓の大きさや使用場所に応じて最適なものを選びます。ツインタイプの操作方法には、2 本のコードで操作するコード式、コードとチェーンで操作するチェーン式、1 本のチェーンで操作するワンチェーン式があります。
	171	図表 4-104 ブリーツスクリーンの操作方法 チェーン式の解説 2~3 行目	変更	手前に引くとスクリーンが上がり、いったん停止した後、もう一度手前に軽く引いて離すと <b>自重</b> でスクリーンが下降する。	手前に引くとスクリーンが上がり、いったん停止した後、もう一度手前に軽く引いて離すと自動的にスクリーンが下降する。
	171	図表 4-104 ブリーツスクリーンの操作方法 ワンチェーン式の解説 4~5 行目	変更	チェーンを下へ少し引くと <b>自重</b> でスクリーンが下がる。	チェーンを下へ少し引くと自動的にスクリーンが下がる。
	172	図表 4-105 ブリーツスクリーンに付加する主な機能	項目追加	<b>消臭   悪臭の原因となる成分を吸着・分解し、消臭する機能</b>	
	173	7   ブリーツスクリーンのメンテナンス 2~4 行目	変更	スクリーンが汚れてしまった場合は、取扱説明書の表示通りに <b>メンテナンスを行います。</b>	スクリーンが汚れてしまった場合は、取扱説明書の表示通りに薄めた洗剤を含ませ、固く絞った布でスクリーンを拭きます。ヘッドボックスやボトムレールも同様に拭き取ります。
	175	図表 4-107 ハニカムスクリーンの操作方法 チェーン式の解説 2~3 行目	変更	手前に引くとスクリーンが上がり、いったん停止した後、もう一度手前に軽く引いて離すと <b>自重</b> でスクリーンが下降する。	手前に引くとスクリーンが上がり、いったん停止した後、もう一度手前に軽く引いて離すと自動的にスクリーンが下降する。
	175	図表 4-107 ハニカムスクリーンの操作方法 ワンチェーン式の解説 4~5 行目	変更	チェーンを下へ少し引くと <b>自重</b> でスクリーンが下がる。	チェーンを下へ少し引くと自動的にスクリーンが下がる。
	176	7   ハニカムスクリーンのメンテナンス 2~4 行目	変更	スクリーンが汚れてしまった場合は、取扱説明書の表示通りに <b>メンテナンスを行います。</b>	スクリーンが汚れてしまった場合は、取扱説明書の表示通りに薄めた洗剤を含ませ、固く絞った布でスクリーンを拭きます。ヘッドボックスやボトムレールも同様に拭き取ります。
	180	7   パネルスクリーンのメンテナンス 1~4 行目	削除	日ごろの手入れは、ハンディモップでほこりを落とします。ウォッシュャブルタイプの場合は生地を取り外し、取扱い絵表示に従って洗濯を行います。	日ごろの手入れは、ハンディモップでほこりを落とします。 <b>スクリーンが汚れた場合はスポンジなどに中性洗剤を含ませて軽く拭きます。</b> ウォッシュャブルタイプの場合は生地を取り外し、取扱い絵表示に従って洗濯を行います。
	182	4   アルミ製スラットの特徴 3~4 行目	変更	スラットの断面は、 <b>たわみを防ぎ、遮蔽性を高めるため、ゆるく弧を描いた形状</b> になっています。	スラットはたわみを防ぐためゆるく弧を描いた形状になっています。
4 章	188	図表 4-120 木製ブラインドの用途	項目削除		<b>出窓   2 連、3 連の出窓に適応する製品があり、スラットの回転が一度に行える。昇降はそれぞれの昇降コードで操作する。</b>

章	頁	項目	内容	改訂後	改訂前
	193	図表 4-126 バーチカルブラインドの機能	項目追加	<p>防炎   「燃えにくい」という性能を示す。不燃とは異なる</p> <p>制電   静電気を帯びにくくし、ほこりを付きにくくする機能</p> <p>防汚   汚れを付きにくくする機能</p> <p>UV カット   紫外線の透過を抑える機能</p> <p>防カビ   カビの発生を抑える機能</p>	
	199	[1] 法定表示 5～6 行目	変更	主な義務表示に、防災ラベル、取扱い絵表示などがあり、任意表示には原産国表示などがあります。	主な義務表示に、防災ラベル、取扱い絵表示、原産国表示などがあります。
	199	1   防災ラベル <消防法> 7～12 行目	変更	繊維に防災性能を付加する方法には、防炎の性能を有する防災素材と、後加工で繊維に防災性能を付加する加工があります。防災性能の基準に合格したものには、消防法令によって定められた防炎性に適合した「防災ラベル」が交付され、消防庁長官が認定した「防災表示認定業者」により表示されます。	繊維に防災性能を付加する方法には、製造工程での防炎(素材防炎)と後加工による防炎があります。防災性能の基準に合格したものには、消防法令によって定められた防炎性を保証した「防災ラベル」が交付され、消防庁長官が認定した「防災表示認定業者」により表示されます。
	199-200	1   防災ラベル <消防法> 本文追加	追加	また、公益財団法人日本防災協会は、防災カーテンについての生地と縫製品とのトレーサビリティ(製品の履歴情報)を確保するため、防災ラベルに加えて、2015 年より補助ラベルを縫い付ける制度を設けています。補助ラベルに記載された照会 No.を日本防災協会に問い合わせることで、消費者が製造者、試験番号、ロット番号などを確認できる制度です。	
	201	図表 4-137 防災防火対象物(防災物品を使用しなければならないところ)	変更	→「図表 4-154 防災防火対象物」参照 (本 PDF ファイル 7 ページ③)参照	
	202	3   取扱い絵表示 <家庭用品品質表示法> 本文	変更	→画像「P202」参照 (本 PDF ファイル 8 ページ④)参照	繊維製品については、組成表示、取扱い絵表示を行うよう義務付けられています。取扱い絵表示は家庭用品品質表示法によって表示が義務付けられた法定表示です。具体的には、洗い方、塩素漂白の可否、アイロンがけ、ドライクリーニングの可否、絞り方、干し方について、絵表示で表します。(P203 図表 4-138 参照) 組成表示は、糸やファブリックス製品の組成を、使用量の多いものから順に示します。例えば、毛 60%、アクリル 30%、ナイロン 10%のように表示します。また、表示者の名前と住所または電話番号も表示します。
	203	図表 4-138 取扱い絵表示	変更	→「図表 4-155 取扱い絵表示」(本 PDF ファイル 8 ページ⑤)参照	
5 章	229	②柄物のファブリックスの場合 [計算例]	変更	→「P229 計算例」(本 PDF ファイル 9 ページ⑥)参照	
	230	図表 5-50 裁ち切り寸法	変更	→「図表 5-51 裁ち切り寸法」(本 PDF ファイル 9 ページ⑦)参照	
	241	[Column]3 つ山ひだをつくる場合のひだ倍率は?	変更	→「P241 Column」(本 PDF ファイル 10 ページ⑧)参照	

章	頁	項目	内容	改訂後	改訂前
	241-242	6   プリーツ(ドレープ分)をつくる 本文 17～20 行目	削除・追加	ギャザーテープを使ってつくるものには、ギャザー、ペンシルプリーツ、ダイヤモンドプリーツなどがあり、カーテンの総巾によりテープ巾や絞り方(ひだ倍率)を決めます。	ギャザーテープを使ってつくるものには、ギャザー、ペンシルプリーツ、 <b>ゴブレットプリーツ</b> 、ダイヤモンドプリーツなどがあり、カーテンの総巾によりテープ巾や絞り方(倍率)を決めます。
6 章	264	図表 6-19 糸の太さの単位	項目追加	<b>テックス   1000m で 1g あるものが 1 テックスとなる。</b>	
	268	図表 6-24 機能性を付加する加工 ラミネート加工の解説	変更	<b>複数の材料を貼り合わせて積層させる加工。</b>	<b>溶解性樹脂(ウレタンフォーム)などのフィルムを生地に接着加工し、遮光性・遮音性を付加する。</b>
	270	図表 6-28 代表的なレース ラッセルレース 項目&1 行目	変更	<b>ラッセルレース</b>	<b>ラッセルレース</b>
	270	図表 6-28 代表的なレース フィッシュネット 1 行目		<b>ラッセル機</b>	<b>トリコット機</b>
	272	図表 6-31 代表的なドレープファブリックス バルベット 1～2 行目	変更	一般的にはレーヨンか <b>ポリエステル</b> が使われる。	一般的にはレーヨンか <b>シルク</b> が使われる。
	274	4 ソフトファニシングの基礎知識 リード 1 行目	変更	<b>カーテン、カバー類、クッションなど、インテリアを演出するためのファブリックスを「ソフトファニシング」といいます。</b>	<b>ファブリックスを使ってインテリアを演出することを「ソフトファニシング」といいます。</b>
	275	図表 6-33 クッションの主な種類 クッション 項目&本文	変更	<b>背当てクッション ソファ用やベッド用などさまざまなサイズがあり、中材の種類も豊富。</b>	<b>クッション ソファ用や床置き用などさまざまな種類がある。トルコスタイルの分厚いクッションをハソックという。</b>
	298	[Column]畳の敷き方 本文 7 行目	変更	<b>四井敷</b>	<b>四居敷</b>
	299	図表 6-57 その他の床材	項目追加	<b>セラミック床材   セラミック素材により、天然石よりも軽量で、加工性も良く、安価である。吸水率は低く、非常に光沢があり傷も付きにくいので、メンテナンスの容易な床材として商業施設等のフロアに使われている。インクジェットプリントで表現されたデザイン性が魅力でもあり、大判で薄い商品は壁面や家具、キッチン の面材などの装飾建材としても使用されている。</b>	
	309	図表 6-65 主なコンテンポラリースタイル	追加	<b>北欧モダン (スκανジナビアンモダン)</b>	<b>北欧モダン</b>

## ① 図表1-5 ウィンドートリートメントの市場規模

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
カーテン	1108.0	1174.0	1120.0	1127.0
ブラインド類	278.6	283.4	281.8	288.2
スクリーン類	340.6	360.4	362.4	352.9
カーテンレール類	238.9	248.6	236.2	235.3
ウィンドートリートメント合計	1966.1	2066.4	2000.4	2003.4

図表1-5 ウィンドートリートメントの市場規模(卸売ベース) 単位：億円

## ② P.147

**2 | 洗濯の仕方**

カーテンは、適宜洗濯を行うことが必要です。最近ではほとんどのカーテンが、家庭用洗濯機で洗えます。カーテンには繊維製品取扱い絵表示(P202参照)が付いていますので、必ず絵表示に従って洗濯します。

[一般的な洗濯の手順]

- ①取扱い絵表示を確認する
- ②カーテンのフックを取り外す
- ③カーテンのほこりを払う
- ④洗濯機洗い、手洗いを行う

→洗濯機で洗う場合

水量は最大、水流は弱が基本です。水または40℃以下のぬるま湯で洗います。レースや繊細なデザインが施されているドレープは、できれば洗濯ネットに入れます。すすぎ中に柔軟剤を入れると黒ずみや洗濯ジワが防げます。漂白剤を入れる場合は酸素系(色物漂白用)のものを使用するようにします。

→手洗いの場合

水または40℃以下のぬるま湯で押し洗いをします。もみ洗いは破れの原因になるので避けます。そのほかは洗濯機洗いと同様です。

## ⑤すすぎ

洗剤が残っていると生地が黄ばむことがあるため、すすぎは十分に行いましょう。

## ⑥乾燥

軽く脱水します。フックを取り付け、もとのカーテンレールに吊り下げて自然乾燥させます。軽く引っ張り、全体を手でたたくとシワも伸びます。



図表4-64 取扱い絵表示の一例

③ 図表4-154 防災防火対象物（防災物品を使用しなければならないところ）

根拠法令	防災防火対象物等の建築物
消防法第8条の3第1項	高層建築物（高さ31メートルを超える建築物） <sup>※4</sup> 地下街 <sup>※5</sup>
消防法施行令別表第1	(1) イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 □ 公会堂又は集会場
	(2) イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの □ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
	(3) イ 待合、料理店その他これらに類するもの □ 飲食店
	(4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
	(5) イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	(6) イ 病院、診療所又は助産所 □ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）
	ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（□（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（□（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（□（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（□（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	ニ 幼稚園又は特別支援学校
	(9) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	(12) □ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
	(16) 複合用途防火対象物 <sup>※6</sup> の部分で、前各項の防災防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの
	(16の3) 建築物の地階（（16の2）項 <sup>※5</sup> に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。） 工事中の建築物その他の工作物のうち、次のもの
	1 建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。）
	2 プラットホーム上屋
3 貯蔵槽	
4 化学工業製品製造装置	
5 前2号に掲げるものに類する工作物	

※4 地盤面から高さ31mを超える建築物を高層建築物という。これは、避難が困難になりやすい建築物なので、早期の火災拡大の抑制を考えたことから指定されている。高層建築物の場合、共同住宅でもカーテンなどの防災対象物品を使用する場合は、防災物品を使用する義務があるので注意すること。

※5 地下街とは、地下の工作物に設けられた店舗、事務所、その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられたものと当該地下道を合わせたものをいう。避難が困難になりやすいことから、指定されている。地下街に含まれる用途は、美容院や事務所であっても防災対象物品を使用する場合は、防災物品を使用する義務があるので注意すること。

※6 ひとつの建物の中にいろいろな用途が入っているものを複合用途防火対象物という。この中で飲食店、カラオケ、物品販売店、老人デイサービスセンターは、防災防火対象物になっているので、これらの用途部分のみが防災物品の使用義務対象になる。

④ P.202

2 | 取扱い絵表示※7 〈家庭用品品質表示法〉

(繊維製品の取扱いに関する表示記号)

繊維製品については、組成表示、取扱い絵表示を行うよう義務付けられています。取扱い絵表示は家庭用品品質表示法によって表示が義務付けられた法定表示です。具体的には、洗い方、塩素漂白の可否、アイロンがけ、ドライクリーニングの可否、絞り方、干し方について、絵表示で表します。(P203 図表4-155参照)

組成表示は、糸や生地製品の組成を、使用量の多いものから順に示します。例えば、毛60%、アクリル30%、ナイロン10%のように表示します。また、表示者の名前と住所または電話番号も表示します。

※7 2016年12月1日より、繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法は、国際規格に整合させるために新たなJIS番号(L 0001)として施行される。  
洗濯処理記号、漂白処理記号、乾燥処理記号、アイロン処理記号、商業クリーニング処理記号の5つの基本記号と、いくつかの付加記号で表示する。  
洗濯表示記号で表すことのできない取扱い方法に関する情報は、必要に応じて付記用語にて表示することができる(任意表示)。例としては、洗濯ネットに入れる、あて布を使用するなどがある。

⑤ 図表4-155 取扱い絵表示

図表4-155 取扱い絵表示 (繊維製品の取扱いに関する表示記号)

1. 洗濯処理の記号	
190 	液温は95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
170 	液温は70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
160 	液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。 160: 通常の洗濯処理 161: 弱い洗濯処理
150 	液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。 150: 通常の洗濯処理 151: 弱い洗濯処理
140 	液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。 140: 通常の洗濯処理 141: 弱い洗濯処理 142: 非常に弱い洗濯処理
130 	液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる。 130: 通常の洗濯処理 131: 弱い洗濯処理 132: 非常に弱い洗濯処理
110 	液温は40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。
100 	洗濯処理はできない。
2. 漂白処理の記号	
220 	220: 塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。
210 	210: 酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。
200 	漂白処理はできない。
3. 乾燥処理の記号	
(タンブル乾燥処理)	
320 	洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。 320: 高温乾燥: 排気温度の上限は最高80℃
310 	310: 低温乾燥: 排気温度の上限は最高60℃
300 	洗濯処理後のタンブル乾燥処理はできない。
(自然乾燥処理)	
440 	440: つり干し乾燥がよい。
445 	445: 日陰でのつり干し乾燥がよい。
430 	430: むれつり干し乾燥がよい。
435 	435: 日陰でのむれつり干し乾燥がよい。
420 	420: 平干し乾燥がよい。
425 	425: 日陰での平干し乾燥がよい。
410 	410: むれ平干し乾燥がよい。
415 	415: 日陰でのむれ平干し乾燥がよい。
4. アイロン仕上げ処理の記号	
530 	530: 底面温度200℃を限度
520 	520: 底面温度150℃を限度
510 	510: 底面温度110℃を限度としてスチームなし
500 	アイロン仕上げ処理ができない。
5. 商業クリーニング処理の記号	
(ドライクリーニング処理の記号)	
620 	620: 通常の処理
621 	621: 弱い処理
610 	610: 通常の処理
611 	611: 弱い処理
600 	ドライクリーニング処理ができない。
注 a) ドライクリーニング処理は、タンブル乾燥を含む。	
(ウエットクリーニング処理の記号)	
710 	710: 通常の処理
711 	711: 弱い処理
712 	712: 非常に弱い処理
700 	ウエットクリーニング処理はできない。

※処理記号の詳細はJISの原文通りではなく、表現を一部変更しています。

## ⑥ P.229 計算例

## 計算例

2倍ひだのカーテンをつくるとき、仕上がり巾350cm、生地巾150cm、横リピート30cmの場合

・片開きのカーテンの場合

有効巾 =  $150\text{cm} \div 30 = 5 \rightarrow 150\text{cm}$

巾枚数 =  $(350\text{cm} \times 2) \div 150\text{cm} = 5\text{巾}$

・両開きのカーテンの場合

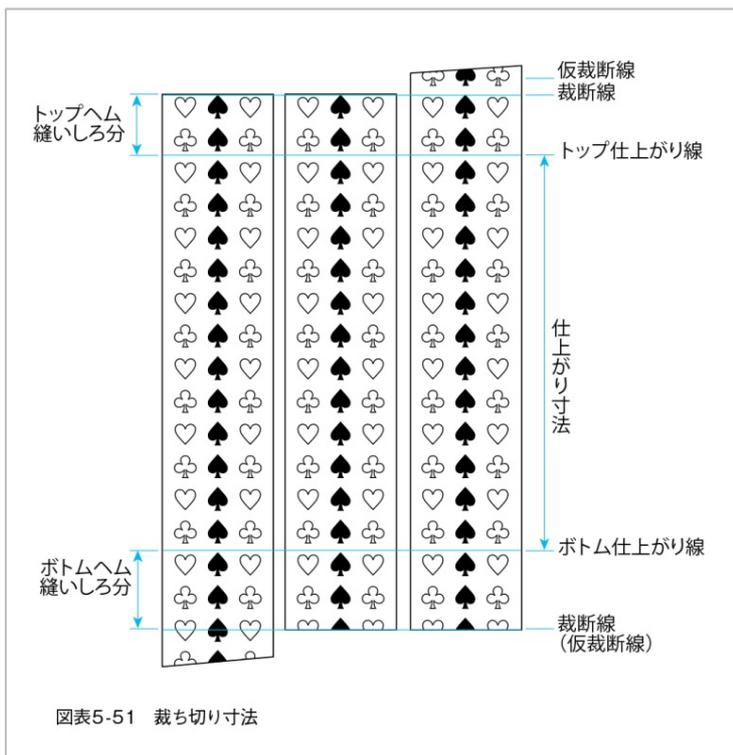
有効巾 =  $150\text{cm} \div 30 = 5 \rightarrow 150\text{cm}$

巾枚数 =  $(350\text{cm} \times 2) \div 150\text{cm} = 5\text{巾}^{※11}$

\*巾枚数が奇数の場合、1巾分を半分に裁断し、左右それぞれのカーテンに振り分けて使用する

※11 国産の生地は横リピート数に影響を受ける規格がほとんどないため、無地と柄物で使用巾数は変わらないが、輸入品等では横リピート数の影響で1巾多く必要になることもある

## ⑦ 図表5-51 裁ち切り寸法

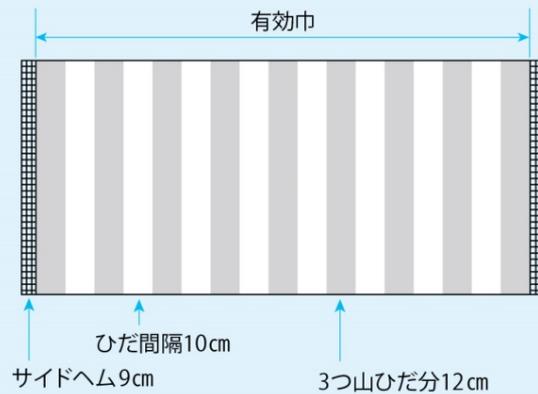


## ⑧ P.241 Column

## Column

## 3つ山ひだをつくる場合のひだ倍率は？（倍率の算出）

例えば3つ山ひだカーテンをつくるには、ひだ1個分に12cm程度の生地巾を使い、ひだ間隔は12cm以下に納めると美しいため、2.5倍率が必要になります。



図表5-67 ひだ倍率の計算例

総巾 片開き80cm

$$\begin{aligned} \text{巾要尺} &= 3\text{cm} [\text{サイドヘム}] \times 3 \times 2 [\text{サイド縫いしろ}] \\ &\quad + 12\text{cm} [\text{ひだ分}] \times 9 + 10\text{cm} [\text{ひだ間隔}] \times 8 \\ &= 206\text{cm} \end{aligned}$$

$$206\text{cm} \div 80\text{cm} = 2.575 \approx 2.5 (\text{ひだ倍率})$$